愛知県児童福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

1 通則

愛知県児童福祉施設等施設整備費補助金(以下「補助金」という。)は、児童福祉施設等及び障害 児施設等の施設整備及び設備整備の振興を図るため、整備事業を国が定める次世代育成支援対策施設 整備交付金交付要綱の対象として行う者(以下「補助事業者」という。)に対し、実施に要する経費 の一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては愛知県補助金等交付規則(昭 和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところ による。

2 交付の目的

(1) この補助金は、「児童福祉法」(昭和 22 年法律第 164 号) の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

(2) 1において、「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中分類	小 分 類
(1)児童福祉法第7 条に基づく児童福 祉施設、同法第3 5条第10項に基 づく職員養成施設	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設	第一種助産施設 第二種助産施設
(2)上記以外の施設であって、当該施設について、国家を設定の設置をできる。 当該施設の設置をできる。 が選営についてのは、このは、このではできる。 家庭庁長官が特に、というでは、というでは、というでは、このでは、このでは、このでは、このでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、い	その他の施設		

(3) 1において、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区分	大分類	中分類	小分類
(1)児童福祉法第6条の2	児童発達支援事		
の2第1項に規定する障	業所		
害児通所支援事業(同条第	放課後等デイサ		
2項に規定する児童発達	ービス事業所		
支援、同条第4項に規定す	居宅訪問型児童		
る放課後等デイサービス	発達支援事業所		
に限る。)を行う事業所、	保育所等訪問支		
同条第5項に規定する居	援事業所		
宅訪問型児童発達支援を	障害児相談支援		
行う事業所、同条第6項に	事業所		
規定する保育所等訪問支			
援を行う事業所、同条第7			
項に規定する障害児相談			
支援を行う事業所並びに	児童福祉施設	障害児入所施設	福祉型障害児入所
同法第7条に規定する障			施設
害児入所施設及び児童発			医療型障害児入所
達支援センター			施設
		児童発達支援センター	福祉型児童発達支
			援センター
			医療型児童発達支
			援センター
(2)上記以外の施設であっ	その他の施設		
て、当該施設について、国			
が当該施設の設置及び運			
営についての基準を定め			
ており、かつ、内閣総理大			
臣が特に整備の必要を認			
めるもの			

3 2において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備內容		
新設	創設	新たに施設を整備すること。		
修理	大規模修繕等	既存施設についてこども家庭庁通知「次世代育成 支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の 取扱いについて」により整備すること。		

	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改造	増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備 をするとともに既存施設の改築整備 (一部改築を 含む。)をすること。
	改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備 (一部改築を含む。) をすること。
拡張	拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延 面積の増加を図る整備をすること。
	スプリンクラー設備等整備	こども家庭庁通知「次世代育成支援対策施設整備 交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いに ついて」により整備すること。
	老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について、こども家庭庁通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備(一部改築を含む。)をすること。
整備	防犯対策強化に係る整備	こども家庭庁通知「児童養護施設等における防犯 対策強化に係る整備について」により整備をする こと。
	応急仮設施設整備	こども家庭庁通知「次世代育成支援対策施設整備 交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取 扱について」により整備すること。
	避難スペース整備	こども家庭庁通知「次世代育成支援対策施設整備 交付金における在宅障害者向け避難スペース整備 の取扱いについて」により避難スペース整備をす ること。

(交付の対象)

- 4 整備事業補助金は、次の事業を交付の対象とする。
- (1)次の表のア欄に定める施設の種類ごとに、イ欄に定める設置根拠等によりウ欄に定める設置者が設置する施設に係る工欄に定める事業。

アー施設の種類	イ 設置根拠等	ウ 設置者	工 対象事業
---------	---------	-------	--------

(1)児童福祉施設 (2(2)、(3)に定 める施設に限る。(児童 発達支援センターを除 く。))	児童福祉法第35 条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社又は 公益社団法人、公 益財団法人	施設整備設備整備
(2)児童福祉施設 (児童発達支援センターに限る。) (3)児童発達支援事業 所、放課後等デイサー ビス事業所、居宅訪問 型児童発達支援事業 所、保育所等訪問支援 事業所及び障害児相談 支援事業所	児童福祉法第35 条第4項 児童福祉法第34 条の3第2項	児童の3年を 祖の3年 は第2業 (と は第2業 (と は は は は は は は は は は は は は は は は は は	施設整備設備整備
(4)その他施設	別途こども家庭庁 長官が定める基準 等	社会福祉法人、日本赤十字社又は 公益社団法人、公 益財団法人	施設整備設備整備

(補助金の対象外)

- 5 補助金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。
- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 補助金の交付額は、こども家庭庁の定める次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱に基づき算 出される交付金基本額の2分の1をこども家庭庁から交付される次世代育成支援対策施設整備交付 金に上乗せした額(1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げるものとする。)を交付 するものとする。

(経費の流用の禁止)

7 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。 ただし、区分間の経費の配分の変更は、承認しないものとする。

(申請手続)

8 規則第3条の規定による申請書等の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は、正副2部とする。

なお、前年度以前から補助を受けている事業(継続事業)については、補助を受けた初年度の交付 要綱に定める様式を用いること。 (申請の取り下げ)

9 規則第7条に規定する申請の取り下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

- 10 補助事業者は、次の補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめその内容を記載した変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模・構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
 - (2) 知事は、(1) の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

11 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

12 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由又は 補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類正副2部を知事に提出 して、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

13 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、様式第2号により工事に着工した日から7日以内に、また、工事の進捗状況については、様式第3号の報告書により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

14 規則第13条に定める実績報告書及びこの添付書類の様式は様式第4号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

また、前年度以前から補助を受けている事業(継続事業)については、補助を受けた初年度の交付要綱に定める様式を用いること。

(2)(1)に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の交付)

15 補助金は補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部 又は一部を概算払い又は前金払いにより交付することがある。

(交付の条件)

16 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が 当該工事を一括して第三者に負わせることを承諾してはならない。

- (2) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど 県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
- (3) この負担(補助)金に係る負担(補助)金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等 寄付金配分金、又は財団法人JKA(旧日本自転車振興会及び旧日本小型自動車振興会)若しくは日 本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (4) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(財産の処分の制限)

- 17 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)」に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。
 - (2) 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。
 - (3)補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は交付した補助金の全額又は一部に相当する金額を納付させることがある。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らねばならない。

(消費税等仕入控除税額報告書)

18 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この負担(補助)金に関する消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第6号の報告書正副2部を速やかに知事に提出しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を知事に納付させることがある。

附則

この要綱は、平成20年8月1日に施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年7月12日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年12月1日に施行し、令和5年4月1日から適用する。